

選挙権及び被選挙権

○選挙権

選挙によって、私たちの代表者を選ぶことができる権利です。

○被選挙権

選挙で、みなさんの代表者になることができる権利です。

選挙権や被選挙権は、選挙の種類によって違います。(次の表を参照)

選挙の種類	選挙権	被選挙権
衆議院議員	日本国民で満 18 歳以上	日本国民で満 25 歳以上
参議院議員	同 上	日本国民で満 30 歳以上
都道府県知事	日本国民で満 18 歳以上であり、引き続き 3 ヶ月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所がある者 ※ 上記の人が引き続き同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合も含む。	同 上
都道府県議会議員	同 上	日本国民で満 25 歳以上であり、その選挙権を有する者
市区町村長	日本国民で満 18 歳以上であり、引き続き 3 ヶ月以上その市区町村に住所がある者	日本国民で満 25 歳以上
市区町村議会議員	同 上	日本国民で満 25 歳以上であり、その選挙権を有する者

※上記に該当していても、**欠格事項**に該当するものは、選挙権や被選挙権がありません。

欠格事項

- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ・公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後 5 年間（被選挙権は 10 年間）を経過しない者または刑の執行猶予中の者
- ・選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ・公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ・政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者

注) 公職選挙法の改正により、平成 28 年 6 月 19 日以後の選挙から選挙権の年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。